

地域医療介護総合確保基金に係る令和元年度計画について

地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）については、都道府県が策定する計画に基づき事業を実施することとされており、今後、国の内示を踏まえ、医療分と介護分を合わせた令和元年度計画を策定することを予定している。

1 これまでの経過

年月日	医療分	介護分
平成30年5月28日 ～7月31日	令和元年度計画に係る提案募集	
平成31年2月7・8日		国へ事業量調査票提出
3月8日	国へ事業量調査票提出	
7月19日		都道府県へ内示
9月上旬頃（見込）	都道府県へ内示	
9月下旬頃（見込）	令和元年度計画の策定及び国への提出	

2 計画額

事業区分		計画額 ※
医療分	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	7,535千円
	II 居宅等における医療の提供に関する事業	258,967千円
	III 医療従事者の確保に関する事業	1,553,379千円
	医療分 計	1,819,881千円
介護分	IV 介護施設等の整備に関する事業	2,793,675千円
	V 介護従事者の確保に関する事業	184,724千円
	介護分 計	2,978,399千円
令和元年度計画 合計		4,798,280千円

※ 医療分は事業量調査票ベース、介護分は内示ベースで額を記載

3 計画について

(1) 基本的な考え方

- 本県における高齢者の増加率は、2010年から2025年にかけての伸び率を見ると、全国平均を上回っており（全国第3位）、今後急速に高齢化は進展する。
65歳以上人口：1.35倍（全国平均：1.24倍）
75歳以上人口：1.88倍（全国平均：1.53倍）
- 急速に進展する高齢化に対応するため、「未病を改善する」取組みと合わせ、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要である。
- そのため、急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ取り組む。

(2) 対象区域

県内全市町村とする。

(3) 施策体系

ア 医療分

I 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築	1 病床機能の確保 ① 不足する病床機能への転換・整備の推進 (★) ② 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成 ③ 病床稼働率向上のための取組の推進
	2 病床機能等の連携体制構築 (★) ① 地域の医療・介護の連携体制構築 ② 主要な疾患等の医療提供体制の強化
	3 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発
II 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実に係る取組み	1 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の基盤整備 ① 在宅医療の体制構築 (★) ② 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化 (★) ③ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上 ④ 小児の在宅医療の連携体制構築 (★) ⑤ 地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築
	2 在宅医療を担う人材の確保・育成 (★) ① 在宅医療を担う医療従事者の確保 ② 在宅医療の多様なニーズに対応した質の高い人材の育成
	3 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減
III 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み	1 医師の確保・養成 ① 医師の確保・養成 (★) ② 勤務環境の改善と医師負担軽減の取組み (★)
	2 看護職員の確保・養成 (★) ① 看護職員の養成確保 ② 定着対策 ③ 再就業の促進
	3 歯科関係職種 of 確保・養成 (★)
	4 薬剤師の確保・養成
	5 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成 (再掲)
	6 在宅医療を担う人材の確保・育成 (再掲)

- ※ 令和元年度計画は、★印の施策に係る事業を中心に位置づけて事業量調査票を提出している。
これ以外の施策に係る事業については、平成 26～30 年度計画にも位置づけて実施している。

イ 介護分（施設整備）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

地域密着型サービス等整備助成事業

1 地域密着型サービス施設等の整備支援

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設等の整備に対して支援を行う。

2 介護施設等の合築支援

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な福祉サービスを提供するため、合築・併設整備に対して支援を行う。

3 空き家を活用した整備への支援

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備に対して支援を行う。

施設開設準備経費等支援事業

1 介護施設等の開設準備経費等への支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。

2 介護療養型医療施設等の転換整備への支援

介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備で開設準備に要する経費について支援を行う。

定期借地権設定のための一時金支援事業

1 定期借地権設定のための一時金への支援

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたもの）について支援を行う。

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 既存施設へのユニット化改修への支援

特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。

2 特養多床室のプライバシー保護のための改修支援

特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。

3 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備支援

介護療養型施設の介護老人保健施設等への転換整備について支援を行う。

ウ 介護分（介護従事者確保）

地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、「基盤整備」・「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業への支援を行う。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<p>○地域住民や学校の生徒等に対する介護や介護の仕事の理解促進(★)</p> <p>○高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成</p> <p>○福祉・介護に関心のある者、就労を希望する者に対し、福祉の職場体験や就労相談等を実施</p> <p>○介護分野への就労あっ旋から資格取得までを総合的に支援</p> <p>○介護分野での就労未経験者への就労あっ旋と就職後の研修受講に対する費用等の補助</p> <p>○介護福祉士の国家資格の取得を目指す外国人留学生の受け入れ環境を整備(★)</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○介護人材キャリアアップ研修支援</p> <p>・喀痰吸引等研修(★)</p> <p>・介護職員等に対する研修(★)</p> <p>○認知症ケアに携わる人材育成のための研修</p> <p>○地域包括ケアシステム構築に資する人材育成</p> <p>・生活支援コーディネーター養成研修(★)</p> <p>○認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成(★)</p> <p>○介護支援専門員業務に特化した研修の実施</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>○管理者等に対する雇用改善方策の普及</p> <p>・介護事業所経営層を対象とした介護人材に係るマネジメント支援(★)</p> <p>・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援</p> <p>○雇用管理体制の改善に取り組む事業者の表彰</p> <p style="text-align: right;">等</p>
基盤整備		
<p>○関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、協議の場の設置</p> <p>○介護人材育成等に取り組む事業所に対する認証評価制度の運用</p>		

※ 令和元年度計画は、★印の施策に係る事業を中心に位置づけている。

これ以外の施策に係る事業については、27～30年度計画にも位置づけて実施している。

(4) 令和元年度計画に位置付ける主な事業（医療分（ア～ウ）は、内示前のもの）

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(ア) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

a 回復期病床等への転換促進

- ・医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進、不足病床機能区分への転換促進を図る。
- ・医療関係団体や医療機関による会議や検討会等の開催や、その他の自主的な取組みを促すための支援を行う。
- ・糖尿病、脳卒中などの主要な疾患に関して、かかりつけ医と専門医など複数の医療機関や職種による連携を推進することなどにより、急性期から維持期（在宅医療）まで、切れ目のない医療が受けられる体制を構築する。
- ・急性期病院等の慢性的な感染症を有する患者の転院・退院先となる医療機関や介護保険施設等に対する研修について研修プログラム等を作成する。

イ 居宅等における医療の提供に関する事業

(ア) 在宅医療の体制構築

a 在宅医療施策推進事業

- ・在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を開催し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有等を行う。
- ・広域自治体として、在宅医療の推進のため、県全域または保健福祉事務所単位での研修、普及啓発事業などを実施する。

- ・ 在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師における看取りと検案についての研修会を開催する。
 - b 地域リハビリテーション連携体制構築事業
 - ・ 地域住民も対象としたリハビリテーションフォーラムの実施及びリハ従事者向けの研修を開催する。
 - ・ 地域リハビリテーションを推進するための協議会を開催する。
 - c 在宅医療（薬剤）推進事業
 - ・ 薬剤師・薬局が多職種と連携して在宅患者宅をお試し（無報酬）で訪問する。
 - ・ 事業終了にあたり、在宅医療における薬剤師の有用性や課題を整理し、多職種間で共有する。
- (イ) 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化
- a 在宅歯科医療拠点運営事業

県内に設置する在宅歯科医療連携室において、相談業務や機器の貸出、人材育成などを実施する。
 - b 在宅歯科診療所設備整備事業

在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費に対し助成する。
 - c 口腔ケアによる健康寿命延伸事業

オーラルフレイル改善プログラムの指導及び口腔機能の再評価を行うことをきっかけに、かかりつけ歯科医として、継続的に地域の高齢者のオーラルフレイル対策に取り組むとともに、在宅歯科医療における介護重度化や全身疾患重症化の予防に取り組む体制整備等を行う。
- (ウ) 小児の在宅医療の連携体制構築
- a 小児等在宅医療連携拠点事業

N I C U（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や地域の関係機関の連携構築を図る。
- (エ) 在宅医療を担う人材の確保・育成
- a 訪問看護推進支援事業

在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。
 - b 訪問看護ステーション研修事業
 - ・ 県内各地域において、人材育成の経験が豊富な訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、訪問看護実践に必要な知識・技術の向上を目的とした研修や同行訪問を実施する。
 - ・ また、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修を受講する際、代替の看護職員の雇用経費を補助する。

ウ 医療従事者の確保に関する事業

- (ア) 医師の確保・養成
- a 医師等確保体制整備事業
 - ・ 地域医療支援センター及び医療勤務環境改善支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援及び医療従事者の勤務環境の改善に主体的に取

り組む医療機関への支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。

- 横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援するとともに、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度に基づき、修学資金の貸付を行う。
 - b 産科等医師確保対策推進事業
 - 現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して補助する。
 - 産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助する。
 - 横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。
 - c 病院群輪番制運営事業

市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院が拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療提供体制を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費を補助する。
 - d 小児救急医療相談事業

夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。
 - e がん診療科歯科連携事業
 - がん診療連携拠点病院・神奈川県がん診療連携指定病院の医療従事者を主に対象とした医科歯科連携に関する研修会を実施する。また、がん診療における医科歯科連携の現状を分析し、医科歯科連携の推進を図るための検討会を開催する。
- (イ) 看護職員の確保・養成
- a 看護師等養成支援事業
 - 民間立看護等養成所等に対する運営費や病院が実施する新人看護師向けの研修事業費を補助する。
 - 経験豊富な教育指導者を育成するとともに、実習受入施設に派遣する。
 - 看護実習の受入体制の充実化を図る。
 - 関係団体が実施する看護教育事業を支援する。
 - 看護職の専門性を高める研修等を実施する。
 - b 院内保育所支援事業
 - 保育室を運営する医療機関に対し、規定された人数の保育士人件費相当を補助する。また、24時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算を行う。
 - 病院内保育施設の新築等に要する工事費に対して補助する。
 - c 看護実習指導者等研修事業
 - 神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。

- ・ 看護教育に興味のある看護師等を対象に、看護専任教員として働く動機付けの研修等を実施し、看護専任教員の成り手の増加を図る。
- ・ 「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（厚生労働省医政局長通知）」に沿った講習会を実施する。
- d 潜在看護職員再就業支援事業

潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の地域の医療機関・福祉施設等への再就業を促すため、復職支援研修等を実施する。
- e 看護職員等修学資金貸付金

看護職員・理学療法士等養成校在校生を対象に貸付けを行うことにより、県内での就業を促進する。
- f 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業

医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な専門的な技術を有する看護職員の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。
- f 精神疾患に対応する医療従事者確保事業

認知行動療法等について、基礎知識に加えて、グループワーク中心とする研修を実施することにより、神奈川県全域の精神科病床を有する各病院（69 か所）において、認知行動療法を実践し、精神疾患のある患者の回復や再発予防の促進を支援する看護職員の養成を図る。
- (ウ) 歯科関係職種の確保・養成
 - a 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業

神奈川県歯科医師会等が実施する、気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会及び高校生等を対象とした仕事内容PRイベントの開催等に要する費用に対し補助する。
 - b 歯科衛生士確保・育成事業
 - ・ 離職歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施する。
 - ・ 在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。

エ 介護施設等の整備に関する事業

- (ア) 地域密着型サービス等の整備助成

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して補助する。
- (イ) 介護施設等の施設開設準備経費等への支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費に対して補助する。
- (ウ) 既存の特別養護老人ホーム等のプライバシー保護のための改修への支援

特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修経費に対して補助する。
- (エ) 定期借地権設定のための一時金への支援

特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定して用地確保を行う経費に対して補助する。

オ 介護従事者の確保に関する事業

- (ア) 参入促進のための取組み

- ・地域住民や学校の生徒に対する介護の仕事の理解を深めるため、介護にかかわる職業の表彰や県立高校の生徒の福祉施設での実習等を行う。
- ・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生のために、介護福祉士養成施設や就労予定先の介護施設等へ受け入れ環境整備のための支援を行う。

(イ) 資質の向上のための取組み

介護施設の職員等に対し、多種多様な利用者ニーズに対応できるよう、資質向上を図るための研修を実施する。

(ウ) 労働環境・処遇の改善

雇用管理の改善のため、介護事業の経営者に対し、セミナー開催やアドバイザー派遣を行う。

3 今後のスケジュール

10月以降 交付決定（見込）